

境町特別支援教育就学奨励費事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号）の趣旨に基づき、特別支援学級等に就学する児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、その負担能力の程度に応じ、就学のため必要な経費の一部を補助すること（以下「奨励費」という。）に係る事務取扱に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 児童生徒 学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「学校教育法」という。）第17条に規定する学齢児童及び学齢生徒をいう。
- (2) 保護者 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「児童福祉法」という。）第6条に規定する保護者をいう。

(支給対象者)

第3条 奨励費の支給を受けることができる者（以下「支給対象者」という。）は、境町内に住所を有し、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 境町立小中学校における学校教育法第81条第2項及び第3項に規定する特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者。
- (2) 境町立小中学校の通常学級に在籍し、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童生徒の保護者。

2 前項に規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、奨励費の支給の対象としない。

- (1) 生活保護法（昭和25年法第144号。）第6条第2項に規定する要保護者で、学校給食費、校外活動費及び学用品の支給にあつては同法第13条の規定による教育扶助を受けている者。
- (2) 境町就学援助費が支給されている者。
- (3) 前項第1号又は2号に該当する者のうち、特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令（昭和29年政令第157号。以下「政令」という。）第2条第1号に規定する収入額が同号に規定する需要額の2.5倍以上の者。
- (4) 児童福祉法に定める児童福祉施設、指定療育機関等に入所又は入院し、当該施設について就学に係る措置費又は療育の給付を受けている者。

(奨励費の費目)

第4条 前条に規定する支給対象者に支給する奨励費は、次に掲げる費目とする。

- (1) 学校給食費
- (2) 修学旅行費
- (3) 校外活動費（宿泊を伴わないもの）
- (4) 校外活動費（宿泊を伴うもの）

- (5) 学用品・通学用品購入費
- (6) 新入学児童生徒学用品購入費
- (7) オンライン学習通信費

2 前項に規定する奨励費の支給範囲は、要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金交付要綱別記2の補助事業の欄に掲げるとおりとする。

(奨励費の支給区分)

第5条 奨励費は、次に掲げる区分に応じて支給するものとし、第1区分には前条第1項各号に掲げる経費について、第2区分の対象者には同項第1号から第6号に掲げる経費について支給する。

- (1) 第1区分 政令第2条第1号に掲げる区分
- (2) 第2区分 政令第2条第2号に掲げる区分

(奨励費の支給額)

第6条 前条第1項に掲げる奨励費の支給額は、毎年度国が定める特別支援教育就学奨励費補助金(小学校及び中学校分)限度額に応じて、教育委員会が作成する特別支援教育就学奨励費支給単価表で定めるものとする。

- 2 次条第1項ただし書きに規定する保護者に対し、第4条第1項第1号及び第6号に規定する経費に掛かる奨励費を支給する場合は、月割り計算によりこれらを算出し行うものとする。この場合において、当該月割り計算は、第8条第2項第1号の認定を行った日の属する月から起算するものとし、当該奨励費に1円未満の端数が生じたときは、これは切り捨てるものとする。
- 3 第2項の規定は、第10条に規定する奨励費認定保護者が他市町村に転出する場合において教育委員会が支給することとなる当該奨励費の算出方法について準用する。

(奨励費の支給の申請)

第7条 奨励費の支給を受けようとする者は、原則として当該支給を受けようとする年度の4月末日までに、次に定める書類を境町教育委員会に提出しなければならない。ただし、年度途中から支給を受けようとする保護者においては、その限りではない。

(1) 特別支援教育就学奨励費支給申請書(様式第1号)(以下「申請書」という。)

(2) 第3条第1項第2号に該当する場合は、身体障害者手帳、療育手帳又は医師の診断書等児童生徒の障害の程度が確認できる書類

(3) 世帯全員分の前年分(申請する日が属する月が1月から3月までの場合にあっては、前々年分)の所得状況を確認することができる書類

- 2 前項第3号に掲げる書類については、申請者の同意を得た上で、書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができる場合は、当該書類を省略することができる。
- 3 教育委員会は、第1項の規定に基づき保護者から申請書が提出されたときは、校長に通知する。

(奨励費の認定等)

第8条 教育委員会は、前条の規定に基づき申請書等が提出されたときは、速やかにその内容を審査するとともに、奨励費に関する認否の判断を行うものとする。

2 教育委員会は、前項の規定による認否の判定を行ったときは、次に定めるところにより、保護者にその結果を通知するものとする。

(1) 奨励費の認定を行った場合 特別支援教育就学奨励費認定通知書（様式第2号）

(2) 奨励費の認定を行わなかった場合 特別支援教育就学奨励費否認通知書（様式第3号）

3 教育委員会は、前項の規定による通知のほか、奨励費に係る世帯による認否の判定の結果を校長に通知するものとする。

(奨励費支給計画の通知)

第9条 教育委員会は、前条の規定に基づき奨励費の認定を行ったときは、当該認定に係る保護者毎に奨励費の支給額を積算し、特別支援教育就学奨励費支給計画通知書（様式第4号）によりその内容を校長に通知するものとする。

(奨励費の事務処理の委任)

第10条 第8条の規定に基づき奨励費の認定を受けた保護者（以下「奨励費認定保護者」という。）は、請求及び受領の事務処理を校長に委任するものとする。

(奨励費の支給)

第11条 校長は、前条の規定により奨励費認定保護者から委任を受けた場合において、当該奨励費認定保護者に係る交付を受けようとするときは、請求書（様式第5号）を教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、前項の請求書を受領した場合において、奨励費を金銭により支給する場合は、奨励費を校長が指定する金融機関の口座に振り込むことにより行うものとする。

3 前項の規定による奨励費の振り込みは、原則として7月、11月、及び翌年の2月に行うものとする。ただし、特別の事情があると認められる者に対しては、当該振り込みの時期を変更することができる。

4 校長は、前2項の規定による奨励費の振込みがあったときは、速やかにその旨を奨励費認定保護者に通知するとともに当該奨励費を支給するものとする。

(奨励費認定取下げの申出)

第12条 奨励費認定保護者は、奨励費の認定を受けた後、当該認定に係る奨励費の支給を受ける事由が消滅したときは、速やかに特別支援教育就学奨励費認定取下申出書（様式第6号）によりその旨を教育委員会に届け出なければならない。

(奨励費認定の取消し等)

第13条 教育委員会は、奨励費認定保護者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該認定を取り消すものとする。

(1) 第2条に規定する保護者の要件に該当しなくなったとき。

(2) 前条の規定に違反したとき。

(3) 偽りその他不正な手段により奨励費の支給を受けたとき。

(4) 前3号に定めるもののほか教育委員会が必要と認めたとき。

- 2 教育委員会は、前項の規定により認定を取り消したときは、特別支援教育就学奨励費認定取消通知書（様式第7号）を当該奨励費認定保護者に通知するものとする。
- 3 教育委員会は、前項の奨励費認定保護者に対し、既に支給した奨励費の全部又は一部を返還させることができる。その場合において、教育委員会は、特別支援教育就学奨励費返還命令書（様式第8号）によりその旨を当該奨励費認定保護者に通知するものとする。

（補助機関）

第14条 給与事務について、教育委員会が校長を補助機関とする場合は、教育委員会及び校長は次の事務を行うものとする。

（1）校長は、教育委員会が作成した支給明細書に基づき奨励費を支給する。

（2）校長は、給与事務が完了したときは、支給明細書及び証拠書類等を教育委員会へ提出し、その認定を受ける。

（証拠書類の整備）

第15条 教育委員会（教育委員会の補助機関としての校長を含む。）は、保護者又は業者の請求書、受領書及び支給明細書を他の関係書類とともに整理保存する。

（その他）

第16条 この要領に定めのない事項は、教育委員会が定める。

附 則

この要領は、令和8年7月1日から施行する。

世帯の収入状況									需要額等	
氏名/続柄									第1類	
総所得額	①	利子所得額							逓減率	
		配当所得額							第2類	
		不動産所得額							期末一時扶助額	
		事業所得額							障害者加算	
		給与所得額							母子加算	
		総合課税の短期譲渡所得額							教育扶助基準	
		雑所得額							住宅扶助基準額	
		小計							需要額	
	②	総合課税の長期譲渡所得額							支弁区分判定	
		一時所得額							収入額	
小計の1/2の額								需要額		
③	純損失及び雑損失の繰越控除額							支弁区分		
総所得額										
退職所得額										
山林所得額										
小計										
雑損										
社会保険料										
小規模企業共済等掛金										
生命保険料										
地震保険料										
ひとり親又は寡婦控除 ※保護者等のみ										
小計										
収入額										
収入額合計										

様

境町教育委員会教育長 ㊟

特別支援教育就学奨励費認定通知書

申請された特別支援教育就学奨励費について、下記のとおり決定されましたので通知いたします。

記

判 定 認 定

認 定 日 年 月 日

児童生徒氏名	学校	年
児童生徒氏名	学校	年
児童生徒氏名	学校	年

様

境町教育委員会教育長 ⑩

特別支援教育就学奨励費否認通知書

申請された特別支援教育就学奨励費について、審査の結果、認定できませんでしたので通知いたします。

記

児童生徒氏名	学校	年
児童生徒氏名	学校	年
児童生徒氏名	学校	年

否認定の理由

特別支援教育就学奨励費支給計画通知書

学校名：

学年	組	児童生徒 氏名	保護者 氏名	住所	支給 区分	支給明細書（単位：円）							
						学校給食費	修学旅行費	校外活動 (宿泊なし)	校外活動費 (宿泊あり)	学用品費 通学用品費	新入学児童生 徒学用品費等	オンライン 学習通信費	合計
合計													

様式第5号

年 月 日

境町教育委員会 様

学校

校長

Ⓜ

特別支援教育就学奨励費請求書

金 円
(ほか 人分 明細書のとおり)

境町特別支援教育就学奨励費事務取扱要領第11条第1項の規定により、上記の特別支援教育就学奨励費を請求します。

境町教育委員会 様

特別支援教育就学奨励費認定取下申出書

現在支給を受けている 年度の特別支援教育就学奨励費について、次の事由により援助が不要となりましたので、認定の取下げを申し出ます。

年 月 日

保護者	住所	
	氏名	
児童生徒氏名		(学校 学年)
児童生徒氏名		(学校 学年)
児童生徒氏名		(学校 学年)
申請理由	該当する番号に○をつけてください。 (1) 就労開始・転職等により、生活状況が好転したため。 (2) 世帯構成に変更(婚姻等)が生じ、生活状況が好転したため。 (3) 対象児童生徒が就学しなくなったため(転出等)。 (4) その他(具体的に記入してください。)	

第 号
年 月 日

様

境町教育委員会教育長 ㊤

特別支援教育就学奨励費認定取消通知書

特別支援教育就学奨励費について、下記の理由により、その認定を取消しましたので、通知いたします。

児童生徒氏名 (学校 学年)

認定取消日 年 月 日

取消しの理由

第 号
年 月 日

様

境町教育委員会教育長 ㊤

特別支援教育就学奨励費返還命令書

境町特別支援教育就学奨励費返還事務取扱要領第13条第1項の規定により、あなたに係る特別支援教育就学奨励費の認定を取り消したので、同条第3項の規定により、既に支給した奨励費の返還を命じます。

児童生徒氏名	(学校 学年)
奨励費の返還額	返還額 円 (内訳)